

事 務 連 絡
令和8年3月31日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{指定都市市長} \\ \text{中核市市長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示等の公布について（通知）

平素より、障害保健福祉行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

本日、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和8年内閣府・厚生労働省告示第5号。以下「共管告示」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示（令和8年厚生労働省告示第130号）が別添のとおり公布され、令和8年6月1日（共管告示第1条の規定は令和8年4月1日）から施行されることとなります。

内容を十分御了知の上、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の円滑な施行に向けてご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。また、管内区市町村及び事業所等への周知についてもよろしくお取り計らい願います。